

令和5年度 全国安全週間実施要綱説明会



令和5年6月

 新居浜労働基準監督署

期間 7月1日から7月7日まで

準備期間 6月1日から6月30日まで

主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害
防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

実施者 各事業場

令和5年度全国安全週間スローガン

高める意識と安全行動 築こう みんなのゼロ災職場

令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかかる状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況である。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、労使一丸となった取組が重要である。

(令和5年度全国安全週間実施要綱本文より)

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(令和3年度全国安全週間実施要綱本文より)

全国安全週間以外にも 継続的に実施していただく事項

①安全衛生管理体制の確立

- ・ 経営トップの方針、統括管理
- ・ 年間安全衛生計画の策定
- ・ 安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ・ 安全管理者等の選任
- ・ 安全衛生委員会の活性化
- ・ P D C A （計画・実行・評価・改善）サイクルによる継続的な改善（労働安全衛生マネジメントシステム）

全国安全週間以外にも 継続的に実施していただく事項

②計画的で効果的な安全衛生教育の実施

- ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の教育、特に、雇入れ時教育及び未熟練労働者に対する教育の徹底
- ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ・ 労働者が安全作業マニュアルを遵守しているかどうかの確認、追加の教育指導

全国安全週間以外にも 継続的に実施していただく事項

③自主的な安全衛生活動の促進

- ・発生した労働災害の分析及び再発防止対策
- ・職場巡視
- ・4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動
- ・ヒヤリ・ハット事例の共有
- ・その他日常的な安全活動

全国安全週間以外にも 継続的に実施していただく事項

④リスクアセスメントの実施

- ・リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・SDS（安全データーシート）等により把握した危険有害性情報に基づく措置の推進

安全で安心な職場をつくりましょう

小売業・社会福祉施設・飲食店をはじめとする第三次産業では、多くのパート、アルバイト、派遣労働者などが働いています。

安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客や利用者に対するサービスの向上にもつながります。そのため、トップと従業員全員が積極的に安全活動に取り組むことが重要です。

<職場の安全について、再点検してみましょう>

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>	ページ
1	職場内で「4S活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	
2	職場内で「KY活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	2
3	危険の「見える化」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>	
4	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	<input type="checkbox"/>	3
5	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	<input type="checkbox"/>	
6	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	<input type="checkbox"/>	4
7	安全推進者を選任していますか？	<input type="checkbox"/>	

<職場での労働災害防止対策とその効果>



第三次産業の事業者の皆さまへ

<職場の安全について、再点検してみましょう>

- 1 職場内で「4 S 活動」を実施していますか？
- 2 職場内で「K Y (危険予知) 活動」を実施していますか？
- 3 危険の「見える化」を実施していますか？
- 4 従業員への安全教育・研修は行っていますか？
- 5 朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？
- 6 事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？
- 7 安全推進者を選任していますか？

<職場での労働災害防止対策とその効果>

「効率的な運用・管理」

整理整頓による荷物の運搬や積み替え作業の効率化につながります。

「サービスレベルの向上」

顧客・利用者の安全・快適さの向上につながります。

「他法令の遵守」

食品衛生法など、他法令上の遵守にもつながります。

トップが率先して行動する

- ・事業者や経営首脳などのトップが、自ら労働災害防止に対する姿勢を明確にし、安全衛生の基本方針を策定し、従業員全員に表明する
- ・トップが率先して直接現場に出向き、「トップの安全パトロール」を行うなどにより、従業員全体の安全意識を向上させる

安全活動の旗振り役である「安全推進者」を選任し、配置する

<安全推進者の職務>

- ・職場環境、作業方法の改善に関するここと
- ・安全意識の啓発、安全教育に関するここと
- ・関係行政機関への安全についての各種報告、届出など

従業員全員への教育、安全意識の啓発を行いましょう

- ・「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」などを共有する
- ・安全意識の啓発
 - 「どんな災害が起こっているか」（災害事例）
 - 「災害が起こるとどうなるか」（KY活動など）
- ・「どうしたら災害は防げるか」正しい作業手順マニュアルなどを周知する安全教育・研修が必要
- ・初めて職場に就いた従業員に対し、必ず雇入れ時教育を行う

労働災害やヒヤリ・ハット事例の情報共有

- ・災害事例やヒヤリ・ハットを収集する。
- ・「職場のあんぜんサイト」からも入手可能
- ・「ヒヤリ」とした、「ハット」した体験など、従業員が感じた職場の危険について、労使全員参加で「ヒヤリ・ハット事例」を収集する

転倒災害防止対策について

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。STOP! 転倒 続き

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴 1 転倒災害は最も多い労働災害！
休業4日以上の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴 2 特に高齢者で多く発生！
高齢者はほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴 3 休業1か月以上が約6割！
転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

特徴 4 冬季に多く発生！
降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。

転倒災害の主な原因

►転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 ・路面等が凍結している。	つまずき <主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	--	---

転倒災害防止対策のポイント

►転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 続き

(2018.11)

最も多い労働災害

高年齢者で多く発生

休業1か月以上が約6割
(骨折など)

主な原因

滑り
つまずき
踏み外し

対策のポイント

4S(整理・整頓・清掃・清潔)

作業方法の改善

耐滑性や重量バランスの良い作業靴
危険マップ作成
ステッカーなどの「見える化」

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目

- 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
- 4 転倒を予防するための教育を行っていますか
- 5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか
- 6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 7 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか
- 8 ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか
- 9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見る化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、転倒の危険を見る化しましょう！

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

社会福祉施設を運営する事業主の皆さんへ

介護・看護作業による腰痛を予防しましょう

休業4日以上の職業性疾病的うち、職場での腰痛は6割を占める労働災害となっています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成25年6月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介助方法などを加えました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、介護・看護作業での腰痛防止の具体的な対策をまとめたものです。皆さまの施設での腰痛予防にお役立てください。

■ 指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけて出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画(Plan)」を立て、それを「実施(Do)」し、実施結果を「評価(Check)」し、「見直し・改善(Act)」するという一連のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的・体系的に取り組むことができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

腰痛予防対策

■省力化

リフトなどの使用

■作業姿勢、動作

前屈、中腰、ひねりなど不自然な姿勢の低減

■作業の実施体制

作業人数、作業内容、作業時間、自動化の状況、福祉用具の割り当ての管理

■作業標準の策定

作業姿勢、動作、手順、時間などについて策定。作業内容に応じて定期的に見直す。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜休憩して姿勢を変える。

夜勤や交代制など不規則勤務では昼間の作業量を下回るようにする

■靴、服装など

足に合った作業靴、動きやすい着心地の良い作業服

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした体操の実施



転倒予防と
腰痛予防は
今世紀最大の注意喚起

スペリやムチャは
アカン!!

労働者、
雇用主の
皆さんへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないかでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によつては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

P2

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングクワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

P3

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ 1m 未満の場所での作業であっても
墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P4

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

(1)「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

(2)毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

(参考) 厚生労働省による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病害が当社社員作業法により抽出された34,195件

(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害

は約85%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。

グラフからわかること

【傷病部位別】下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】骨折が全体の約2/3を占め、重篤な災害につながりやすい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしご・脚立は、ごく身近な用具ですが、使い方を誤ると、墜落・転落により骨折・死亡などの重篤な災害につながります。

ポイント 1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出させて作業したところ、バランスを崩して墜落した。

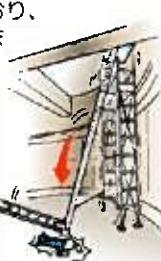


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周囲に危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持をする。

墜落・転落防止対策

はしごの災害事例

- ・はしごの上でバランスを崩す
- ・はしごが転位する
- ・はしごの昇降時に手足が滑る

脚立の災害事例

- ・脚立の天端に乗りバランスを崩す
- ・脚立にまたがってバランスを崩す
- ・荷物を持ちながらバランスを崩す

※ 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用 자체を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた専用を使用してください。特に、はしごは原則算盤のみを使用してください。



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

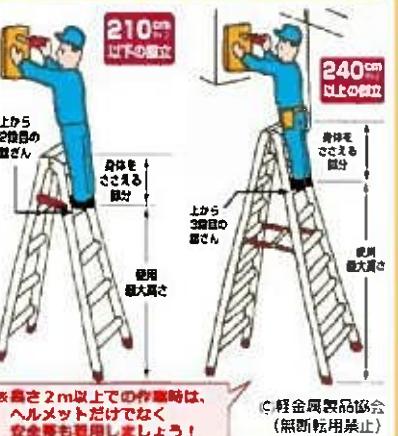
- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の人から下で支えているか）
- 足元に滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突き出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か

こうすれば
安心



出典：「シーラーズはしごがない高所作業」中央労働災害防止協会

脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 滑り止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった接付けの安全器具もあります

【はしご支持 爪踏金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止装置)

出典：「シーラーズはしごがない高所作業」中央労働災害防止協会



3

検討してみましょう

- はしごや脚立の使用 자체を避けられないですか？
- ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の人から下で支えているか）
- 足元に滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突き出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か

脚立の安全使用のポイント

上から2段目以下の踏面に両足を乗せ、ひざの前面で天端を軽く押しながら立ち作業を行ってください。

手足の3点支持を意識する

両手両足の4つのうち、常に手足合わせての3点以上が物に対して力を加えている状態を保持してください。

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

荷役作業の安全確保が急務です!

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働くよう、安全対策に取り組みましょう!

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。

陸上貨物運送事業における
労働災害発生状況の推移



出典:労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.55人で、
全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

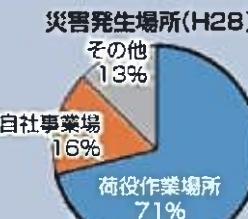
荷役作業中の墜落(転落)など、
重篤な災害が多く発生しています。

休業見込み日数(令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です!

→安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トラック等の荷役作業時における 労働災害防止対策

陸上貨物運送事業の労働災害のうち
約7割が荷役作業で発生

荷主、配送先、元請事業者等の皆様の
ご協力・取組が不可欠です

荷役作業の安全対策重点ポイント

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

①貴社の荷役場所を安全な状態に

- ・荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保すること
- ・十分な明るさで作業すること
- ・着時刻の分散など混雑緩和の工夫を行うこと
- ・荷や資機材の整理整頓を図ること
- ・風や雨が当たらない場所で作業すること

②墜落、転倒、腰痛等の対策

- ・墜落や転落を防ぐ対策を図ること
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- ・つまずきやすい、滑りやすい場所の対策を図ること
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- ・人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用すること

③陸運事業者との連絡・調整

- ・荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知すること
- ・荷役作業の書面契約を行うこと
- ・配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にすること
- ・安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定すること

現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)

■荷・転落防止:昇降台の導入



■荷・転落防止:三点支持の徹底



■荷・転倒防止:準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

長時間労働の解消等のためには、

荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」と「事業の概要」が公表されます。

※詳細は国土交通省リーフレットを参照

違反原因行為の例



荷主等(荷主、配送先、元請事業者)の皆様、チェックリストをご活用ください

荷の積み卸し作業(荷役作業)中に、労働者(陸運事業者のドライバーなど)の労働災害が多く発生しています。

荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、このチェックリストを活用して荷役作業場所を点検し、

①作業場所の改善、②作業者への指導など、労働災害防止に取り組んでください。

作業	チェック項目	留意状況	解説
荷役作業の契約に当たって	①荷の積卸し作業(荷役作業)は ②荷主、運送業者のどちらが行うのか明確にしているか ③運送業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか ④複数人での作業の場合、作業指揮者の下で作業をしているか		・荷主等と運送業者の間で、あらかじめ役割分担を明確にしておくこと(運送引受けの発送) ・荷主から、運送業者に、運送業者からドライバー等に対し、安全作業確認書(裏面参照)を活用し、荷役作業に関する情報が伝達されていること。
荷役作業に用いる機械、用具について	①フォークリフト、クレーンは有資格者が作業をしていているか ②ロールボックスパレット(かご車)、台車に不具合はないか		・使用する機種、用具等は、検査・点検等により異常がないものとすること。
荷役作業を行う場所について(その1:基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	①通行人が作業場所に立ち入ることはないか ②作業に必要な十分な広さか ③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか ④作業環境は適切か(適切な照度の保持、防風雨) ⑤死角部分が無いか		・荷役運送機械と人が接触することのないよう、道路を分けること。 ・照度や通风、換気に対応すること。
荷役作業を行う場所について(その2:特に墜落防止のための設備対策)	①荷台との段差のないプラットフォームがあるか ②荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ③墜落制止用器具(安全帯)の取付設備はあるか ④荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか		・トラック荷台からの墜落防止のために ・荷台との段差のないプラットフォームがあるか ・荷台の外側に設ける仮設の作業床を用意しているか ・墜落制止用器具(安全帯)の取付設備はあるか ・荷台への昇降設備(昇降装置、踏台など)を用意してあるか
作業者の服装について	①保護帽を着用しているか ②安全靴を着用しているか ③手袋を着用しているか		・作業者は墜落・転倒防止用のもの ・作業場所に合わせて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで柔軟性が高い)のある安全靴
荷台への昇降方法について	①昇降設備(手すり付き)を用いているか ②三点確保を実行しているか		・三点確保:手足の4ヶ所のどれかを離さずとも3点で確保すること。
荷台での作業時に	①不安定な荷の上を移動していないか ②ラッピング、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台上で行っていないか ③適切な墜落制止用器具(安全帯)を使用しているか ④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか ⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか ⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれないか		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。

荷役場所における安全対策

- ・十分な広さ
- ・十分な明るさ
- ・床の凹凸の解消
- ・荷台との段差のないプラットフォームの設置
- ・荷台の外側に仮設の作業床を設置
- ・墜落制止用器具(安全帯)の取付設備
- ・荷台への昇降設備

荷主等と運送事業者との相互点検、連絡・調整をお願いします

安全作業連絡書(例)

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
1. 屋内 2. 屋外		1. 屋内 2. 屋外			
積込場所	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他()	取卸場所	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他()		
積荷	品名				
	(危険・有害性) 有・無()				
積込作業	数量				
	総重量 kg (kg/個)				
積付	1. バラ 2. バレタイズ 3. その他()				
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名	作業者数	名	
使用荷役機械	有・無	1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械	有・無	1. フォークリフト 2. その他()
	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	
その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと					

荷主等と運送事業者との間で取り交わすこととしてください

安全な積降し作業のために

地図の監視、整理・整頓。

荷台上ではフォークリフト運転者から見える位置に。

作業はできるだけ地上から。

シートは力強く引張らない。

シートは引つかかった場所へ行って置く。

引張る場合は、反動を予測して作業する。

保護帽(ヘルメット)を必ず着用。

荷台上では背を荷台内側に。

荷物の上はできるだけ移動しない。

アオリに足をかけて作業をしない。アオリは固定。

<参考>ガイドラインや取組例は、下記をご覧ください!

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月)」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-11300000-Roudouki/junkyoukuanzenseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成26・27年度委託事業))
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和元年))
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例(平成27年度厚生労働省委託事業)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-11300000-Roudouki/junkyoukuanzenseibu/0000123262.pdf>

本パンフレットや取組事例集は各HPからダウンロード可能です

建設業における「墜落・転落」や「巻き込まれ」などの災害防止・熱中症予防チェックリスト

- 現場で下記の項目を確認してください。
- 「いいえ」の項目があった場合は、改善例を参考に現場にあった対策を実施しましょう。

1. 墜落・転落災害防止対策を進めましょう。

	はい	いいえ	改善例
① 作業床を設けていますか。			→ 足場、高所作業車などにより十分な広さの作業床を設けましょう。
② 作業床に、手すりは付いていますか。			→ 作業床から高さ85cm以上の位置に手すりを設けましょう。
③ 下さんはついていますか。			→ 作業床から高さ15cm以上40cm以下の位置に下さんを設けましょう。
④ 手すりなどをはずした場合の原状復帰を、その都度行っていますか。			→ はずした手すりなどの原状復帰は必ず行いましょう。
⑤ 工具や部材が落ちないようにしていますか。			→ 高さ10cm以上の幅木、防網などを設けましょう。
⑥ 作業床が困難な場合は、安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑦ これまで足場を設置して行っていた作業を経費節減などのため、安易に安全帯による作業にしていませんか。			→ 原則として、足場などを設置して、作業床を設けましょう。
⑧ 開口部などには、囲いなどを設けていますか。			→ 墜落防止用の囲い、手すりなどを設けましょう。
⑨ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張っていますか。			→ 囲いなどの設置が困難な場合は、防網などを張りましょう。
⑩ これまで防網などを張って行っていた作業を経費節減などのため、防網を張らずに行っていますか。			→ 墜落防止用の防網などを張りましょう。
⑪ はしごの上部と下部を固定していますか。			→ ロープなどで、はしごの上部と下部を工作物に固定しましょう。
⑫ はしごの上り下りは安全帯を使用していますか。			→ 親綱または安全ブロックを設け、ハーネス型安全帯を使用しましょう。
⑬ 脚立には開き止め金具が付いていますか。			→ 脚と踏み面の角度を保つ、開き止め金具が付いているものを使用しましょう。
⑭ 脚立には十分な広さの踏み面がありますか。			→ 作業を安全に行うために必要な面積の踏み面があるものを使用しましょう。
⑮ 脚立の支柱の下端には滑り止めがありますか。			→ 滑り止めを設けて転倒を防止しましょう。
⑯ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

2. 車両系建設機械などによる災害防止対策を進めましょう。

	はい	いいえ	改善例
① 周りで作業している作業者に連絡していますか。			→ 作業計画を立て、事前に関係者に連絡しましょう。
② 立入禁止措置はできていますか。			→ 建設機械などに接触するおそれのある場所への立入禁止を徹底しましょう。
③ 不十分な立入禁止で車両系建設機械などの近くで作業していませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
④ 立入禁止を十分認識せずに、安易に立ち入っていませんか。			→ 立入禁止を徹底しましょう。
⑤ 立入禁止に替えて誘導者を配置し機械を誘導していますか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑥ これまで誘導員を配置していたものを、配置せずに実施していませんか。			→ 誘導者の配置を的確に行いましょう。
⑦ 不安全行動を見かけたとき、すぐに注意をしていますか。			→ 不安全行動は災害につながりやすいので、すぐに注意して改善させましょう。

3. 熱中症予防対策を進めましょう。

	はい	いいえ	改善例
① 暑さ指数（WBGT値）を把握していますか。			→ 暑さ指数を把握し、休憩をとるなどの対策を進めましょう。
② 水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認していますか。			→ 水分・塩分を摂取するよう指導し、労働者の体調管理を行いましょう。

4. 安全衛生教育を徹底しましょう。

	はい	いいえ	改善例
① 雇入れ時に新規参入者教育を実施していますか。			→ 教育を実施しましょう。
② 新規入場者教育を実施していますか。			→ 「建設業職長等指導力向上事業」を実施しています（厚生労働省委託事業）。
③ 職長教育を実施していますか。			能力向上教育に準じた教育です。詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://ks-sc.co.jp/leadership/
④ 建設従事者教育を実施していますか。			

建設業における労働災害防止対策

- 作業床の手すり
- 作業床が困難な場合における墜落防止用器具（安全帯）の使用
- 開口部の囲い
- はしご・脚立の安全措置
- 建設機械との接触防止
- 熱中症対策

- 雇入れ時教育
 - 新規入場者教育
 - 職長（能力向上）教育
 - 建設従事者教育
- など

厚生労働省パンフレット
STOP労働災害 より
(HPからダウンロード可能)

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

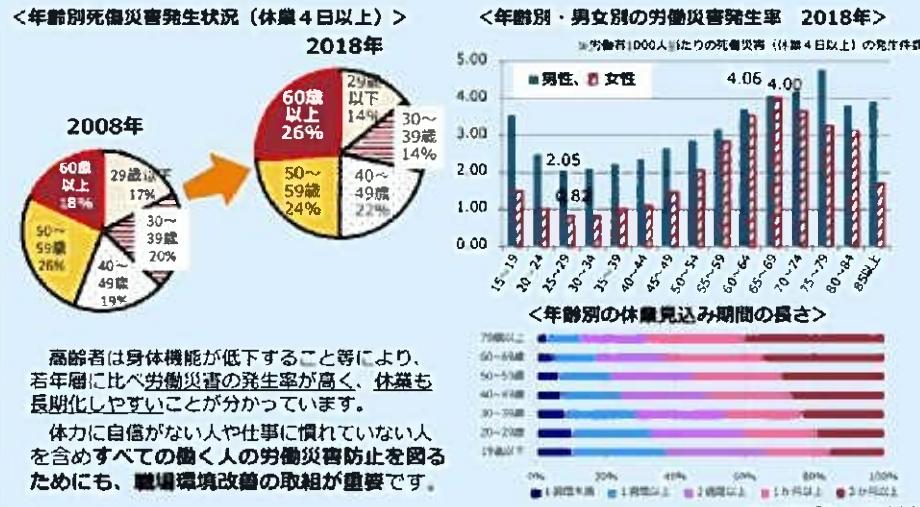
厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒灾害、墜落・転落灾害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。



エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

令和2年3月策定

- 60歳以上の雇用者数が増加。将来に亘っても増加する見通し。
- 特に第三次産業で高年齢労働者が増加
- 併せて、身体機能の低下等により労働災害の発生率が高く、休業が長期化しやすい
- 中でも転倒、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著

愛媛県内でも、高年齢女性の労働者が硬い床や段差での転倒によって骨折し、1ヶ月以上の長期休業に至る事例が目立ちます。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したもので。全文はこちら→ [QRコード](#)
令和2年3月16日付け基発第0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的な取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聞く機会や、労使で話し合う機会を設けます

参考事項

- 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

◆参考事項

- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→ [QRコード](#)
 - 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- *フレイル：高齢とともに、筋力や認知機能の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態。
*ロコモティブシンドローム：年長とともに骨や関節、筋肉等運動器の動きが「重つ」「歩くのが遅い」といった状態（評価基準）が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

「エイジアクション100」による チェックリストの活用

(QRコード、厚生労働省HP)

ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

※対策の例※



その他の例

- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する
- パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

身体機能の低下を補う 設備・装置の導入

- 通路・作業場所の照度の確保
- 見やすい、聞き取りやすい音域の警報
- 階段の手すり
- 段差の解消
- 不自然な作業姿勢をなくすための作業台や対象物の配置

解消できない段差に注意喚起表示

- 通気性の良い休憩場所
- 滑りにくい靴
- リフト等の補助具の使用

ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

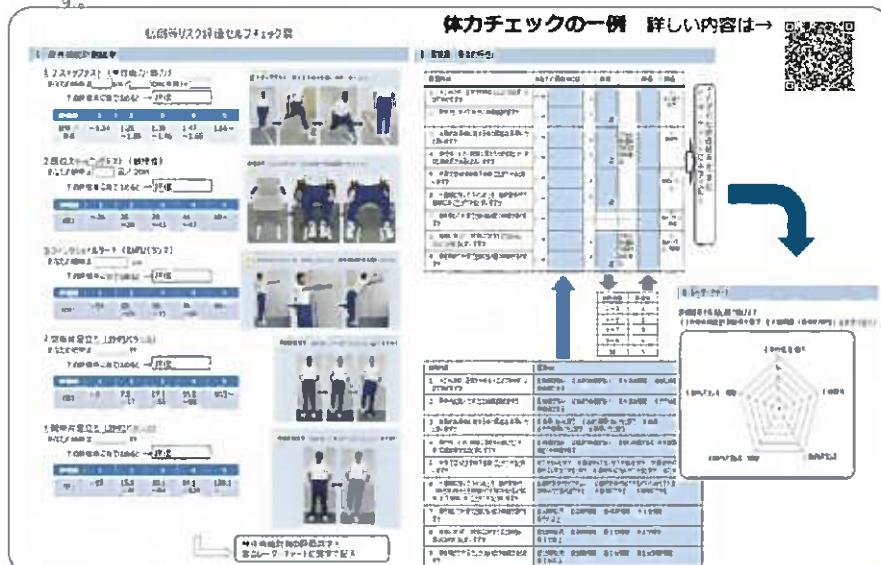
- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあつた作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

■ 対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

■ 考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

敏捷性や持久性、筋力の低下等の特性を考慮して作業内容や作業時間の見直し等を検討

- ・継続的な体力チェックに努める。
- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入する。

個々の健康や体力の状況に応じた対応

写真や図、映像等の文字以外の情報を活用した安全衛生教育

一人ひとりがストレッチ体操など体力維持に努める

厚生労働省HP等における好事例の参照

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に！

- 「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実践や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。
暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウィルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で2m以上の十分な距離があり、かつ会話が生じない作業の場合は、一時的にマスクを外すことも可



令和5年度全国安全週間実施要綱の本文（全4ページ）
については、中央労働災害防止協会（中災防）のＨＰ
からダウンロード可能です。

本スライドに掲載したパンフレットについては
同名の検索を行うことにより厚生労働省のＨＰへ
アクセスし、ダウンロードすることが可能ですの
で、ご活用ください。

新居浜労働基準監督署管内 <新型コロナ感染症を除く> 休業4日以上労働災害発生状況（業種別）

令和3年

全産業378人 製造業131人 建設業49人 道路貨物運送業49人
商業60人 保健衛生業38人

令和4年

全産業444人 製造業165人 建設業63人 道路貨物運送業37人
商業56人 保健衛生業46人

新居浜労働基準監督署管内 休業4日以上労働災害発生状況（令和4年型別）

全産業444人中

- ①転倒114人
- ②墜落・転落83人
- ③動作の反動・無理な動作（腰痛など）59人
- ④はさまれ・巻き込まれ57人



新居浜労働基準監督署管内の 休業4日以上労働災害発生状況（令和4年業種別・型別）



製造業 165人中

- ①はさまれ・巻き込まれ43人 ②転倒34人 ③墜落・転落17人 飛来・落下17人



建設業 63人中

- ①墜落・転落30人 ②飛来・落下10人 ③転倒6人



道路貨物運送業 37人中

- ①墜落・転落14人 ②転倒10人 ③動作の反動・無理な動作7人



商業 56人中

- ①転倒18人 ②墜落・転落8人 ③交通事故7人



保健衛生業 46人中

- ①転倒18人 ②動作の反動・無理な動作16人 ③墜落・転落3人

新居浜労働基準監督署管内にて多発する 「4つの事故の型」

- ①通路や階段、作業場所での転倒
- ②高所からの墜落・転落
- ③機械によるはざまれ・巻き込まれ
- ④腰痛など無理な動作や体への負担によるもの

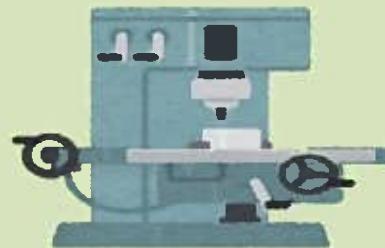
転倒



墜落・転落



はざまれ巻き込まれ



動作の反動・無理な動作



これらの発生防止に重点的に取り組む必要があります

機械等における 「はさまれ・巻き込まれ」災害の特徴

(懸念される傾向)

- ・設備の高経年化により、点検回数、計画外停止回数、修理回数などが増加

(災害発生時)

- ・「付着、異物の除去時」が最も多く、次に「調整、起動時」、「交換、準備時」や「点検、監視時」などで起きている
- ・「連續運転」の設備の方が「間欠運転」の設備より災害発生が多い

(設備要因)

- ・「隔離の原則」である隙間対策や接触防止対策が不十分

(人的要因、管理要因、作業環境要因)

- ・「省略行為」や「確認不足」によるものが多い
- ・死傷者の多くは経験年数の短い作業者

設備の経年化による
労働災害を防止するために



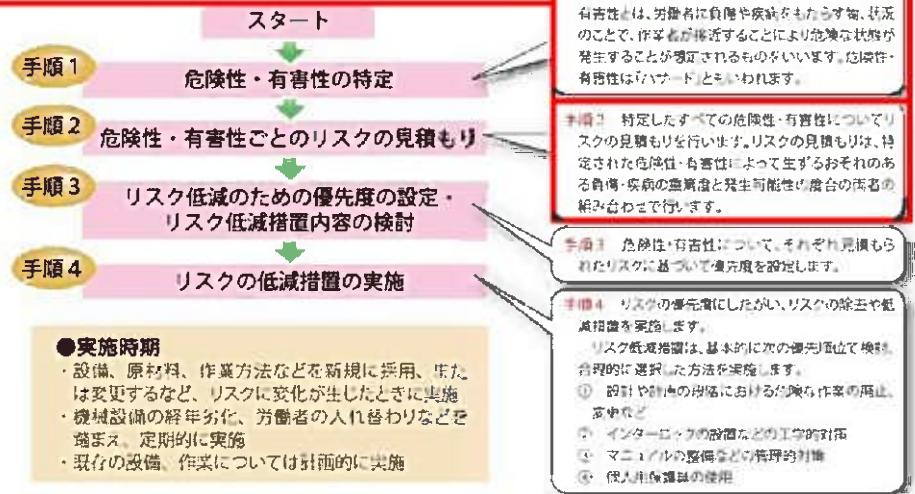
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

課題となった6つの項目

「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止対策

- ① 高経年設備での**故障や計画外停止を減少させるための適切な設備保全**
- ② **隔離の原則や停止の原則に準拠した設備対策**
- ③ **隔離や停止の原則などの設備対策が不完全な場合の残留リスク対策**
- ④ **付着物、異物の除去作業での災害防止**
- ⑤ **省略行為、確認不足など人的要因による災害の防止**
- ⑥ **経験年数の短い人への危険感受性の向上などの教育指導**

2 リスクアセスメントの基本的な手順



3 リスクの見積もり例

(1) マトリックスを用いた方法

「負傷・疾病的重篤度」と「発生可能性の度合い」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を点数などで割り付けておき、見積りとなる負傷・疾病的重篤度と次に発生可能性の度合いにクロスさせて、リスクを見積もり方です。

		負傷・疾病的重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病的発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	3	2
	比較的高い	4	3	2	1
	可能性あり	3	2	1	1
	ほとんどない	2	1	1	1

優先度	
5～2	高
3～2	中
1	低

(2) 数値化による加算法

「負傷・疾病的重篤度」と「発生可能性の度合い」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷・疾病的重篤度		負傷・疾病的発生可能性の度合い			
致命的	重大	中程度	軽度	極めて高い	比較的高い
30点	20点	7点	2点	20点	15点

「リスク」 = 「重篤度」の数値 + 「発生可能性の度合い」の数値

リスクポイント		優先度（リスクレベル）
5点以下	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要/措置を講ずるまで作業停止/十分な経営資源を投入する必要
10～29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要/措置を講ずるまで作業停止が望ましい/優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

リスクアセスメントとは？

リスクアセスメントの基本的な手順

機械設備、原材料、作業行動や環境などについて、負傷や疾病をもたらす危険性・有害性（ハザード）を特定する



特定した危険性・有害性について、負傷や疾病的重篤度と発生可能性の両者の度合の組み合わせでリスクを見積もる

安全の確保に取り組む企業では、必ずその活動をリスクアセスメントをして、リスクを最小限に抑えるべきである。リスクアセスメントは、企業の活動の範囲に依存するが、これをもとにして、予防措置を実施するための対応策を立てよう。また、自らの活動に適したリスクアセスメントの方法を用いることで、より効率的かつ効果的にリスクを管理することができる。この冊子は、リスクアセスメントの手順や実際の事例などを紹介している。ぜひ参考にしていただきたい。

1 必要なリスクアセスメントが求められる場合

安全の確保をめざす際に、特定したリスクの対応策を定め、既存のリスクを最小限に抑えるべきである。リスクアセスメントは、企業の活動の範囲に依存するが、これをもとにして、予防措置を実施するための対応策を立てよう。また、自らの活動に適したリスクアセスメントの方法を用いることで、より効率的かつ効果的にリスクを管理することができる。この冊子は、リスクアセスメントの手順や実際の事例などを紹介している。ぜひ参考にしていただきたい。

これからリスクアセスメントを始めたばかりの企業や、既存のリスクアセスメントを改めて実施する企業などに向けた、実践的な情報が載っている。ぜひ参考にしていただきたい。

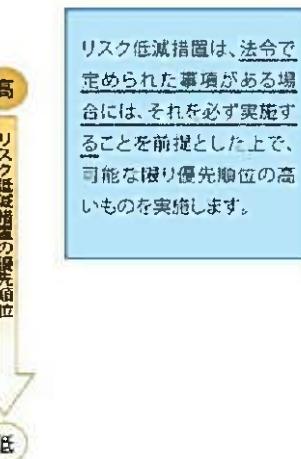
※ 厚生労働省パンフレット「事例でわかる職場のリスクアセスメント」から一部抜粋

4 リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置の検討および実施

法令に定められた事項の実施(該当事項がある場合)

- ① 設計や計画の段階における措置
危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更など
- ② 工学的対策
ガード、インターロック、安全装置、場所換気装置など
- ③ 管理的対策
マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など
- ④ 個人用保護具の使用
※上記①～③の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます



5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積もり結果などによりその優先順位を決めるることができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを定めた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者も職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

リスクの低減措置の優先順位

見積もったリスクの大きなものやリスク低減措置に法令の定めがあるものから優先的に、

- ①設計や計画の段階で危険な作業を廃止・変更してより安全な施工方法とするか？
- ②ガード、インターロック、安全装置などの工学的対策を講じるか？
- ③マニュアルの整備、立入禁止措置、教育訓練などの管理的対策を講じるか？
- ④個人用保護具を使用させるか？

①～④の優先順位でリスク低減措置を講じる



※ 厚生労働省パンフレット「事例でわかる職場のリスクアセスメント」から一部抜粋

ご安全に



令和 5 年 6 月

 新居浜労働基準監督署